

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	63 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	58 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	32 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	24 件

第1 委員会の結論

申立人の平成11年1月から同年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年1月から同年3月まで

私は、申立期間は学生であり、毎年4月ごろ、母親が国民年金保険料の免除申請手続きを行ってくれていたため、申立期間について、国民年金保険料を免除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間は学生であったため、毎年4月ごろ、母親が申立人の国民年金保険料の免除申請を行っていたとしているところ、オンライン記録によると、申立人は20歳到達月から平成15年3月までについて、申立期間を除き、国民年金保険料の免除等（12年4月から15年3月までは学生納付特例制度）を受けていることが確認できる。

また、申立人の免除申請を行ったとする母親は、毎年度当初、免除期間を1年間として申請を行ったとしているところ、申立期間に係る平成10年度について、免除申請時期は他の年度と同様年度当初に行われていることが確認できるにもかかわらず、免除期間は当該年度のみが申立期間を除く9か月間とされているのは不自然である。

さらに、申立人は申立期間の前後を通して学生であり、大きな生活状況の変化も無かったものと考えられ、特に申立期間の保険料のみが免除されないこととなるような事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から48年3月まで
昭和48年4月ごろ、結婚してA市役所に結婚届を提出した時に、国民年金に加入した。その時、20歳にさかのぼって未納保険料を納付してくださいと言われ、後から送られてきた納付書により自宅近くの金融機関で納付した。その時から今まで1回も忘れること無く保険料を納付してきた。
払うものはすべて払ってきたので、未納があることは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間において、国民年金保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、かつ、13か月と比較的短期間である。

また、申立人は、数次にわたり保険料の前納も行っていることから、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年1月に払い出されており、このころに申立人の国民年金被保険者資格取得手続きが行われたとみられ、この時点を基準とすると、申立期間のうち、47年10月から48年3月までの保険料は、時効前であり、過年度納付することが可能であった上、昭和48年度の申立人の保険料が50年3月に過年度納付されていることが確認できることから、保険料の納付意識の高かった申立人が当該期間の保険料を納付したとしても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、既に時効が成立していた昭和47年3月から同年9月までの保険料は、当時実施されていた第2回特例納付（49年1月から50年12月まで）を利用すれば納付することは可能であったものの、申立人は、納付場所、保険料額等を記憶しておらず、そのほかに特例納付を行ったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年7月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から46年3月まで

私は、申立期間当時、A市B区に家族と一緒に住んでいたが、昭和45年1月ごろ、母親が自身と兄の国民年金保険料を集金に来た集金人に勧められ、加入手続をしてくれた。その後は、母親が兄と姉の保険料と一緒に集金人に納付してくれていた。申立期間について、母親と兄は納付済みとなっているのに、私だけが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人、兄及び姉の三人分の国民年金保険料を自身の分と一緒に納付していたとする母親の納付記録を見ると、国民年金制度発足当初の昭和36年4月から60歳到達の前月までの国民年金加入期間において保険料の未納は無い。また、申立人、兄及び姉の納付記録を見ると、兄は母親と同様に国民年金加入期間(20歳から60歳到達まで)において未納は無く、申立人及びその姉についても46年4月から母親と同居していたとする期間(申立人は56年9月まで、姉は49年12月まで)において未納は無いことから、母親の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、姉と連番で昭和47年10月2日に払い出されていることから、このころに申立人の加入手続が行われたものとみられる。この払出日を基準とすると、申立期間のうち、45年1月から同年6月までの保険料は時効により納付することはできないが、同年7月から46年3月までの保険料は過年度納付が可能であり、オンライン記録では過年度納付となる昭和46年度の保険料は納付済みとされているほか、国民年金被保険者台帳を見ると、申立人、母親及び兄共

に52年1月から同年3月までの保険料は過年度納付されていることが確認できることから、前述のとおり、保険料の納付意識の高かった母親が申立期間のうち、過年度納付が可能であった45年7月から46年3月までの保険料も過年度納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年7月から46年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から同年3月まで

私は、昭和53年3月に結婚したので区役所へ届け出に行き、その時国民年金の窓口で手続を行ったところ、窓口の担当者から時効が来る期間が3か月あると言われた。

慌てて、その時効が来る3か月分だけとりあえず納付するための手続を行い、区役所で聞いた納付方法で納付したのに、未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間であり、かつ、申立人は、申立期間を除く34年にわたる国民年金加入期間において未納は無く、複数年にわたり前納するなど、保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、オンライン記録、国民年金手帳払出控及び国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は2回払い出されており、1回目は、資格取得日を昭和44年*月*日(20歳到達日)として同年10月25日にA市B区で払い出されており、2回目は資格取得日を51年1月16日として53年3月に同市C区で払い出されている。この2回目に払い出された国民年金手帳記号番号による同市の国民年金被保険者名簿を見ると、同年3月16日に受付処理したこととされていることから、この日に加入手続が行われたものとみられ、この時点では、申立期間の保険料を過年度納付することは可能であった。

さらに、申立人は、A市C区役所で加入手続を行った際、担当者から保険料が未納で、すぐに時効となる期間が3か月あるので早急に納めるよう言われ、この期間の納付書を作成してもらい、同納付書で保険料を納付したとしているところ、同市では、当時、過年度保険料の納付書を担当窓口で発行していたと

していること、及び前述のとおり、申立人が加入手続を行った時期は申立期間の保険料納付の時効直前の時期であったことから、申立人の主張に不自然な点は見受けられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から同年3月まで

20歳になった時から3か月だけが未納となっている。父親が私の国民年金の加入手続きを行い、この期間を含め、婚姻(昭和51年12月)により転居するまでの期間の保険料を納付してくれていたはずである。転居先の区役所に変更手続きをした際、担当者から未納期間は無いと聞いていたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、かつ、申立期間以外の国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無い。

また、申立人の加入手続きを行い、申立人が婚姻するまでの期間の保険料納付を行ったとする父親の納付記録を見ると、国民年金制度発足当初の昭和36年4月から60歳到達の前月の50年*月までの国民年金加入期間に未納は無い上、父親が申立人の分と一緒に納付していたとする母親も、父親と同様に制度発足当初から国民年金加入期間に未納は無いことから、父親の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年6月から同年11月ごろに払い出されたものとみられることから、このころに申立人の加入手続きが行われたものとみられる。この加入手続き時期を基準とすると、申立期間は過年度納付が可能な期間であり、前述のとおり、申立人の加入手続きを行い、納付意識の高かった父親が、申立期間の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成13年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年2月21日から同年3月21日まで

昭和49年10月16日にA社に入社し、子会社であるB社での勤務を含め、現在まで継続して勤務している。しかし、年金記録を確認したところ、A社の資格喪失日が平成13年2月21日で、B社の資格取得日が同年3月21日となっている。同年3月1日にA社でB社へ移る内示を受け、同年3月21日にB社へ移っているため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書、雇用保険の記録、同社の総務担当者の証言及び同時期に異動した同僚の厚生年金保険被保険者記録の状況により、申立人は、同社及び関連会社であるB社に継続して勤務し（平成13年3月21日にA社からB社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における平成13年1月のオンライン記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、A社の人事記録により、平成13年2月21日を申立人のB社への出向日と記載していることが確認できるなど、オンライン記録の申立人のA社における資格喪失日が事業主でなければ把握で

きない日付であることから、事業主が、同年2月21日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年5月10日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年6月5日から同年7月1日まで
② 昭和41年5月ごろから42年2月22日まで

申立期間①については、B社に試験で合格しているため、昭和36年6月5日に同社C支店に入社したことを覚えている。

また、申立期間②については、B社退職後、A社に入社するまでの失業保険受給期間が3か月ほどであったことを記憶している。

申立期間①及び②については、確かに勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、雇用保険の記録及び複数の同僚が「申立人と一緒にA社で事務をしていた。申立人の業務内容や勤務形態が途中で変わったという記憶も無い。」と証言していることから、申立人が昭和41年5月10日から同社に勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚は、当時、A社において試用期間が設けられていたという話を聞いたこともなく、入社と同時に厚生年金保険の被保険者になっていたと証言している。

さらに、申立人及び複数の同僚は、当時、A社の従業員数が15人から20人前後であったと証言しているところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同証言とおおむね一致する18人前後の被保険者数が確認できることから、同社

では、ほぼすべての従業員について厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和42年2月の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①については、B社から提出された人事記録及び雇用保険の記録により、申立人が当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

しかし、申立人と同時期に途中入社している同僚は、人事記録による入社月の翌月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、昭和36年4月に学校卒業後すぐに入社したと証言している複数の同僚は、同年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、同社では、入社後直ちに厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和37年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月1日から同年7月25日まで

昭和34年4月1日から40年8月31日までA社で継続して勤務したが、B社C支店からA社に転勤した際に、3か月間の空白となっている。この期間は退職しておらず、転勤しただけであるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から判断して、申立人がA社に継続して勤務し（昭和37年4月1日にB社C支店からA社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和37年7月の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に閉鎖し、事業主は亡くなっており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案 3527 (事案 1426 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成15年4月から同年6月までの期間を28万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年1月1日から同年7月1日まで

申立期間について、標準報酬月額がおかしいので調べてほしいとして年金記録確認の申立てをしたところ、平成21年7月8日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、当該期間の給料支払明細書が出てきたので、再度、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立事業所が平成15年8月に倒産しているほか、申立期間に係る標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、21年7月8日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、当初の決定後に、申立期間に係る給料支払明細書が出てきたので、改めて調査してほしいと申し立てている。

申立期間については、オンライン記録では、申立人の当該期間の標準報酬月額は、平成15年1月から同年6月まで22万円となっている。

しかし、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、平成15年1月から同年3月までは22万円、同年4月から同年6月までは28万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこ

とが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、平成15年4月から同年6月までを28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録における標準報酬月額が、上記期間について一致していないものの、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち平成15年1月から同年3月までの期間については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録における標準報酬月額を超えないことから、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年2月28日から59年1月5日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を58年2月28日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月26日から59年1月5日まで

私は前社に勤務の時、A社に引き抜かれ、間を空けることなく営業部長として入社した。厚生年金保険に加入することは最初からの条件であったし、保険料も控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において、昭和58年3月1日から厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、入社する前から申立人は営業部長として勤務していた旨証言していることから、申立人は、少なくとも同年2月28日には同社で勤務していたことが推認できる。

また、申立期間に厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、いずれも入社と同時に厚生年金保険被保険者の資格を取得していると証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年2月28日から59年1月5日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和59年1月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか

否かについては、事業所は解散しており調査できないが、厚生年金保険の被保険者記録における資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同じ昭和59年1月5日であり、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和57年10月26日から58年2月28日までの期間については、同僚から、当該期間に申立人がA社で勤務していたとする証言は得られない上、同社は、59年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、平成8年6月*日に解散しているため、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 3529～3577（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を<標準賞与額>（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成15年11月28日

私は、A社に勤務し、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正（追加）してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賃金台帳から、申立人は、申立期間において、<標準賞与額>（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件49件（別添一覧表参照）

項番	氏名	基礎年金番号	性別	生年月日	住所	申立期間(納付記録の訂正が必要な期間)及び標準賞与額
						平成15年11月28日
						標準賞与額
3529			男	昭和38年生		71万 5,000円
3530			女	昭和40年生		49万 5,000円
3531			女	昭和52年生		35万 7,000円
3532			女	昭和51年生		34万 7,000円
3533			女	昭和49年生		42万 8,000円
3534			男	昭和15年生		64万 9,000円
3535			女	昭和49年生		39万 3,000円
3536			女	昭和45年生		34万 2,000円
3537			男	昭和28年生		103万 8,000円
3538			男	昭和42年生		71万 7,000円
3539			男	昭和48年生		57万 3,000円
3540			男	昭和38年生		89万 3,000円
3541			男	昭和46年生		57万 6,000円
3542			男	昭和21年生		150万 円
3543			男	昭和25年生		74万 4,000円
3544			女	昭和54年生		32万 6,000円
3545			女	昭和48年生		41万 6,000円
3546			男	昭和32年生		96万 円
3547			男	昭和35年生		88万 3,000円
3548			女	昭和35年生		52万 円
3549			男	昭和27年生		86万 円
3550			女	昭和46年生		44万 1,000円
3551			男	昭和20年生		119万 円
3552			男	昭和24年生		73万 6,000円
3553			男	昭和39年生		89万 3,000円
3554			男	昭和23年生		116万 2,000円

項番	氏名	基礎年金番号	性別	生年月日	住所	申立期間(納付記録の訂正が必要な期間)及び標準賞与額
						平成15年11月28日
						標準賞与額
3555			女	昭和48年生		39万 5,000円
3556			女	昭和25年生		44万 9,000円
3557			男	昭和39年生		70万 1,000円
3558			女	昭和53年生		32万 6,000円
3559			男	昭和15年生		37万 8,000円
3560			女	昭和37年生		54万 5,000円
3561			女	昭和14年生		150万 円
3562			男	昭和29年生		90万 7,000円
3563			女	昭和50年生		38万 3,000円
3564			女	昭和48年生		46万 円
3565			男	昭和38年生		88万 2,000円
3566			女	昭和52年生		35万 7,000円
3567			男	昭和45年生		89万 円
3568			男	昭和42年生		70万 9,000円
3569			男	昭和30年生		101万 1,000円
3570			男	昭和46年生		62万 9,000円
3571			男	昭和47年生		59万 6,000円
3572			男	昭和32年生		82万 2,000円
3573			男	昭和47年生		59万 7,000円
3574			男	昭和43年生		71万 7,000円
3575			男	昭和48年生		48万 3,000円
3576			男	昭和18年生		80万 8,000円
3577			女	昭和47年生		42万 1,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和21年4月1日に、資格喪失日に係る記録を22年5月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を60円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から22年5月25日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険被保険者期間照会をしたところ、申立期間に勤務したA社については、被保険者名簿に名前が見当たらないとのことであった。給与から厚生年金保険料を控除されていたかは記憶に無いが、同社役員の秘書として勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時のA社役員4人の名前を記憶しているところ、同社から提出された社史において当該役員4人の名前が確認できるとともに、申立人は、「私は、昭和21年4月の入社時は庶務課配属であったが、3か月から4か月後に常務の専属秘書になった。また、退職の1週間後の22年6月1日に、B社C支店に就職した。」と主張しており、この事実経過の説明は、具体性があり、かつ、同社C支店において同年6月1日に申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得している事情とも符合することから、信憑^{びよう}性が認められる。

また、申立人が記憶している同僚は、「私は、A社に籍を置いたまま昭和17年4月から兵役に従事、21年7月に復員し、同年8月から同社に復帰したが、申立人は、既に役員秘書をしていた。また、申立人は、私が退職した22年3月31日の時点もまだ勤務していた。」と証言していることから、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

さらに、当該同僚は、オンライン記録によると、昭和19年10月1日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、22年3月31日に喪失するまで被保険者記録が継続していることが確認できるところ、「申立人は、本社の事務方の職員であり正社員であったと思う。正社員は、全員給与から厚生年金保険料を控除されていた。」と証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該同僚の記録から、60円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から申立てどおりに被保険者資格の取得に係る届出が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年5月1日から同年6月2日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月16日から同年6月2日まで

私は、平成4年4月16日から10年10月30日までA社で勤務していた。しかし、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査して、被保険者記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年5月1日から同年6月2日までの期間については、申立人から提出された給与支給明細書、及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が当該期間にA社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社は、平成4年6月2日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所であったことが確認できないが、商業登記簿により、同社の設立日が同年2月*日であることが確認できることから、同社は、申立期間において当時の厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、平成4年5月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、当該期間は適用事業所として記録管理されていない期間であることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成4年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る同年5月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成4年4月16日から同年5月1日までの期間については、雇用保険の記録及び申立人が保管している同年4月分の給与支給明細書により、申立人が同年4月16日からA社に勤務していたと認められる。

しかし、当該給与支給明細書によると、申立人の平成4年4月の給与からは、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できるほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①に係るA社B支店における資格喪失日の記録を昭和20年10月2日に、申立期間②に係る同社C支店における資格喪失日の記録を28年2月2日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を190円、申立期間②の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 明治44年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和20年9月1日から同年10月2日まで
② 昭和28年1月13日から同年2月2日まで

昭和3年6月1日にA社に入社以来、41年2月14日に退職するまで継続して勤務してきた。ところが、厚生年金保険被保険者記録において、転勤時に2回の空白期間があることが判明した。

給与から保険料も控除されていた記憶がある。A社が発行した異動履歴の書類でも継続した勤務が確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった社員台帳の記録から判断して、申立人は同社に継続して勤務し(昭和20年10月2日に同社B支店から同社D支店に異動、28年2月2日に同社C支店から同社E支店に異動。)、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和20年8月の記録から190円、申立期間②の標準報酬月額については、同名簿の27年12月の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和49年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月21日から同年10月1日まで

私は、申立期間について継続してA社に勤務していた。昭和49年10月1日に同社B支店から同社C支店に転勤となった際、申立期間について空白期間となっているので、調査して厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された身上調書、雇用保険被保険者記録及び複数の同僚の証言から判断して、申立人が同社に継続して勤務し（昭和49年10月1日に同社B支店から同社C支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和49年8月の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年10月から13年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月から13年1月まで

いつごろかは覚えていないが、社会保険事務所(当時)の職員が私の国民年金に関する事で自宅に来たため、私の母親が驚き、後日、私の申立期間の保険料として、A信用金庫B支店において納付書で20数万円をまとめて納付した。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親は、申立期間の国民年金の加入手続を行った記憶は無いとしており、社会保険事務所の職員の訪問を受け、後日、申立人の申立期間の保険料を納付したとする母親は、社会保険事務所の職員の訪問時期、保険料の納付時期等についての記憶が曖昧であることから、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、オンライン記録及びC市の記録によれば、申立人は平成8年7月1日の厚生年金保険被保険者資格の取得による国民年金被保険者資格の喪失以降に、再度、国民年金の加入手続を行ったのは、15年1月15日であり、2度目の厚生年金保険被保険者資格を喪失した14年3月16日にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金には未加入であったことになり、制度上、保険料を納付することはできなかった。

さらに、母親は、社会保険事務所の職員に戸別訪問を受けた後、申立人の保険料をまとめて納付したのは1回ぐらいとしているところ、オンライン記録に

よれば、申立人の平成14年3月から15年3月までの保険料が、申立人の国民年金の再加入の届出が行われた同年1月15日以降にまとめて納付されていることが確認できることから、母親はこのことと申立期間の保険料納付を混同しているとも考えられる。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、母親が、申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年2月から同年11月までの期間及び16年10月から20年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年2月から同年11月まで
② 平成16年10月から20年5月まで

5、6年前のことであまり覚えていないが、申立期間の国民年金保険料は納めていたはずである。

申立期間の保険料を納付したことが分かるものは何も無いが、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を自身で納付したとしているが、納付時期、納付場所、納付方法及び納付金額に係る記憶は無く、国民年金保険料の納付に関する状況は不明である。

また、オンライン記録によれば、申立人は平成17年3月以降、社会保険事務所（当時）等の戸別訪問及び電話による保険料の納付督促を受けていたことが確認できる上、これら督促により申立人が保険料の納付を行ったこと、及び納付の約束をしたことはうかがわれないことから、申立人が申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月から同年7月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

また、申立人の平成14年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年3月から同年7月まで
② 平成14年4月

申立期間①の国民年金保険料については、未納とされているが、夫の分と一緒に免除申請を行っていたはずであるので、免除されていたことを認めてほしい。

申立期間②については、平成16年6月に過去の未納分を納めようと社会保険事務所(当時)に行き、国民年金保険料の未納分を調べてもらい、納付金額の提示を受けた。担当職員に「これだけを全部納めれば、ちゃんと今までの保険料をすべて支払ったことになるんですね。」と何度も念を押したところ、同職員はその都度「そうである。」と確かに返事をした。その日のうちに、社会保険事務所の窓口で夫と二人分の保険料70万円から80万円を現金で納付した。申立期間②の保険料を納付していたことを示す資料は無いが、今になって当該期間のみが未納であると言われても納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の国民年金保険料については未納とされているが、夫の分と一緒に免除申請を行ったはずであるとしているものの、申立人は、免除申請を行った時期及び場所についての記憶は無く、免除申請手続状況の詳細が不明である上、夫も申立期間①は未納とされている。

また、オンライン記録によると、申立人は、平成7年3月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したとされているが、この厚生年金保険被保険者資格喪失後、いつ国民年金加入手続が行われたかは不明であり、申立人もこの

厚生年金保険被保険者資格喪失後、いつ国民年金加入手続を行ったか記憶は無いとしているところ、オンライン記録では、第3号被保険者資格取得日を同年8月1日とする事務処理が8年3月28日に行われたこととされているほか、同年3月29日に免除申請されていることが確認できることから、前述の申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失後における国民年金加入手続はこのころに行われたものとみられ、この手続の際に、さかのぼって第3号被保険者資格該当処理を行うとともに、国民年金被保険者資格取得日もさかのぼって7年3月31日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、夫のオンライン記録において、厚生年金保険被保険者資格（資格取得日：同年8月1日）を喪失した8年3月26日に国民年金被保険者資格を取得したこととされ、申立人と同様に同年3月29日に免除申請されていること、及びA市の国民年金被保険者名簿においても資格取得欄には「7.3.31、1、転記」、「7.8.1、A、転記」、「8.3.26、1、転記」と、資格喪失欄には「7.8.1、転記」、「8.3.26、転記」と、社会保険事務所からの情報によりこれら資格取得日及び資格喪失日が転記されたことをうかがわせる記載がされていることとも符合する。このため、申立人は、第3号被保険者資格該当処理が行われた同年3月28日の時点では、申立期間①に係る免除申請を行うことはできなかったものとみられる。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間②については、平成16年6月、社会保険事務所において過去の未納期間を調べてもらい、申立期間②を含めたすべての未納期間の保険料二人分を一緒にその日に納付したとしており、オンライン記録によれば、申立人及びその夫共に14年5月から16年5月までの保険料が同年6月7日に納付されていることは確認できるものの、この納付日を基準とすると、申立期間②の保険料は時効により納付することはできない上、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことを示す資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が平成7年3月から同年7月までの国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。また、申立人が14年4月の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月から10年3月まで

会社退職後、父親から国民年金への加入手続をするように言われ、平成6年1月ごろ、A市B区役所で国民健康保険の加入手続と共に国民年金の加入手続を一緒に行った。国民健康保険の担当窓口で、任意継続か、国民健康保険のどちらにするか選択した結果、国民健康保険に加入したということがあったので加入手続時期はこのころであったと記憶している。申立期間当時は専門学校に通っており、収入が無く、申立期間のうち国民年金保険料及び国民健康保険料いずれも納付していなかった期間があったことから、同区役所から何回か督促が来た。督促が来た都度、父親に両方の保険料をまとめて納付してもらった記憶がある。その後は10年4月に再就職するまでは自分できちんと納付した。納付を証明するものは無いが、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年1月ごろ、A市B区役所で国民健康保険の加入手続と共に国民年金の加入手続を行い、10年3月まで国民健康保険料及び国民年金保険料を共に納付したとしているところ、オンライン記録によると、申立人は、6年9月5日から10年4月17日までの期間は、厚生年金保険被保険者である父親の被扶養者とされている上、同市では、申立人の国民健康保険被保険者資格取得日は13年10月1日であり、これ以前に申立人が国民健康保険に加入していたとする記録は存在しないとしていること、及び申立人が加入手続後に交付されたとする青色の年金手帳は、基礎年金番号導入（9年1月）以降に発行された手帳であることから、申立人の国民年金加入手続時期に関する記憶は

あいまい
曖昧である。

また、申立人は、申立期間のうち保険料を納付していなかった期間があり、B区役所から何回か督促が来て、その都度、父親が保険料を納付し、その後は自身で保険料を納付したとしているところ、申立人及びその父親共に、保険料を納付した期間、納付時期、納付方法、納付金額等についての記憶は無く、申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

さらに、オンライン記録によれば、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、基礎年金番号導入後の平成13年10月1日とされており、基礎年金番号導入以前に申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、申立人は、同日に初めて被保険者資格を取得したものとみられ、このことは、前述の申立人が所持する年金手帳の記載内容とも符合する。このため、申立期間は、国民年金未加入期間となり、当該期間の保険料を納付することはできない。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から61年3月まで

ねんきん特別便では申立期間が空白とされていた。申立期間の国民年金保険料の領収書を所持していたので、領収書をねんきん特別便回答書に添付し、社会保険庁(当時)に送付した。申立期間の領収書をコピーせず送ってしまったため、添付できないが、申立期間について空白期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した領収書をねんきん特別便回答書と一緒に社会保険庁に送付するまでは国民年金手帳に貼付^{ちょうふ}していたところ、申立人は、納付した保険料の領収書は昭和54年度分までは保管しているものの、55年度以降の領収書は保管していないとしていることから、申立期間の領収書のみ保管し、それを国民年金手帳に貼付^{ちょうふ}していたとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿を見ると、いずれも申立人は、任意加入者として昭和48年4月1日に国民年金被保険者資格を取得し、60年10月15日に同資格を喪失、61年4月1日に第3号被保険者資格を取得したとされている。申立人は、申立期間において被保険者資格喪失手続を行ったことはないとしているものの、申立人が所持する48年6月9日発行の国民年金手帳には60年10月15日資格喪失と記載され、同市B区の確認印が押されていることが確認できる。このため、申立期間は、国民年金未加入期間となり、申立人は、当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年12月から8年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月から8年2月まで

私は、会社を退職（平成7年12月）後、A市B区役所で国民年金の加入手続をした。申立期間の国民年金保険料は、在職中の貯金から納付した。当時のメモ帳に失業中における保険料の支払計画を書き残しており、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が所持するメモ帳に申立期間に係る納付予定の国民年金保険料額が記載されていることをもって、申立期間の国民年金の加入手続を会社退職（平成7年12月）後にA市B区役所で行い、当該期間の保険料を納付したとしているところ、そのメモ帳の記載内容を見ると、納付予定の保険料額の記載はあるものの、申立人が、会社退職後において同市同区役所で加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、オンライン記録及びA市が保管する記録によると、申立人が申立期間において、国民年金に加入し、当該期間の保険料を納付していた形跡は見受けられない上、申立人が唯一交付を受けたとする年金手帳の「国民年金の記録」欄を見ても、申立期間において申立人が国民年金被保険者資格を取得した記載は無い。このため、申立期間は、国民年金未加入期間となり、申立人は、当該期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年12月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年12月から平成2年3月まで

申立期間当時、私は学生だったが、母親から私が20歳の誕生日を迎えた翌月にA市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、私が就職するまでの期間の国民年金保険料を納付してくれていたと聞いていた。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続き及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、申立人の加入手続き及び保険料納付については行ったと思うが確実なことは言えないとしており、申立人の申立期間の加入手続き及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及びA市が保管する国民年金保険料納付状況通知書によると、申立人の国民年金被保険者資格取得日はいずれも平成5年4月1日とされ、同年4月の保険料が同年4月30日に納付されていること、及びこれ以前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の最初の国民年金加入手続きは、同年4月ごろに行われたものとみられる。このため、申立人は申立期間当時、国民年金に未加入であったものとみられる上、申立人は、申立期間においては学生であったことから、同期間は任意加入の対象となる期間であり、制度上、加入手続きを行った時から同期間をさかのぼって被保険者資格を取得することはできず、母親は、当該期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年5月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月から60年3月まで

私の国民年金の加入手続は父親が行い、加入後の保険料は私が婚姻するまで父親が納税組合に納付していた。申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は、申立人の加入手続時期、申立期間の保険料の納付金額等について記憶は無いとしており、申立人の加入手続及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年5月に払い出され、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の加入手続が行われ、この加入手続の際にさかのぼって資格取得日を58年4月1日とする事務処理がなされたとみられる（厚生年金保険被保険者期間が判明したため、平成21年12月に資格取得日を昭和58年5月15日に訂正。）。このことは、A町の国民年金被保険者名簿の資格欄に「62.5.7 届出」と記載されていることが確認できる上、申立人が父親から婚姻時に渡されたとする国民年金手帳の記載内容とも符合する。このため、申立人は、申立期間当時、国民年金には未加入であったものとみられ、申立人が主張するように当該期間の保険料を父親が現年度納付することはできなかつたものとみられる上、前述の資格取得届出日を基準とすると、申立期間の保険料は、時効により納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家

計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる
周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す
ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることは
できない。

愛知厚生年金 事案3582

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月16日から同年5月9日まで

私は、A社に昭和61年4月16日に入社した。同社は同年3月末で7人の従業員がおり、厚生年金保険の適用事業所になっているはずなのに、同年5月9日に適用事業所となっている。これは同社の手続上の過失によるものであり、納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書及び雇用保険の記録により、申立人が昭和61年4月16日から平成8年8月22日まで、同社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、昭和61年5月9日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録は確認できないところ、同社の最初の厚生年金保険被保険者の資格取得者は、申立人を含めて12人であり、同社が適用事業所となった日に一括して被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A社から提出された給料支払明細書（控）により、申立人は、昭和61年4月分（5月支払）の給与からは厚生年金保険料が控除されておらず、同年5月分（6月支払）から保険料控除が開始されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 3583（事案 48 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 10 月から 34 年 3 月まで
② 昭和 34 年 4 月から 35 年 9 月 1 日まで

前回のような委員会の判断では、社会保険事務所（当時）と同じで納得できない。A社及びB社に勤めていた同僚の情報を提出するので、再度調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社に再入社し勤務したと主張しているが、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に再取得の記録が無いこと、申立期間②について、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名が確認できないこと、申立期間①及び②について、申立人は保険料控除に係る記憶が無い上、A社及びB社はいずれも厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できる関連資料が無いことなどから、当該期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることができないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 5 月 30 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「A社及びB社に勤めていた同僚の情報を提出するので、当時のことをよく知る同僚から事情を聞いてほしい。」と主張し、これを新たな事情として再度申立てをしている。

しかし、当該同僚のうち、2人は死亡しており、1人は病气療養中であり、残る3人は連絡が取れないことから、申立人に係る勤務実態及び当時の厚生年金保険の取扱いについて証言を得ることができない。

このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで
私は、昭和 47 年 1 月から 50 年 8 月末日までA社に勤務していた。

しかし、厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、昭和 50 年 8 月 31 日にA社において資格喪失しており、1 か月の空白期間があることが分かった。

A社とB社は同系列の事業所であることから転勤と同様の取扱いであったはずであり、A社には昭和 50 年 8 月 31 日まで勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の記録は、昭和 47 年 1 月 1 日から 50 年 8 月 30 日までとなっており、同年 8 月 31 日の勤務が確認できない。

また、A社から提出された給料明細書により、昭和 50 年 8 月分の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、同社は、「申立期間当時、厚生年金保険料は翌月に控除していたことから、入社月の給与からは保険料を控除せず、その翌月の給与から保険料を控除していた。また、退職日が月末の場合には資格喪失日が翌月 1 日となることから、この場合には、当該退職月分の給与から 2 か月分の保険料を控除していた。」と回答しているところ、給料台帳によると、入社月である昭和 47 年 1 月分の給与からは厚生年金保険料が控除されていない上、50 年 8 月分の給与からは前月の 7 月分と同額の 1 か月分の厚生年金保険料しか控除されていないことが確認でき、申立人の同年 8 月の保険料は給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3585

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月15日から22年2月15日まで
A市にあったB社に勤務していたが、厚生年金保険料について知らなかったし、同社が適用事業所かどうか分からないが、理事長はC氏で、同僚は2、3人覚えている。半官半民みたいな会社であったので、厚生年金保険にも入っていたと思う。記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の所在地、事業内容、代表者の氏名等が、申立人の証言と一致していることから、申立人は、時期は明らかではないが、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、商業登記簿によれば、B社は昭和22年3月*日に解散しており、当時の理事長とは連絡が取れないことから、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人が記憶している上司及び複数の同僚は、いずれも姓だけの記憶であるため、同人を特定できず周辺事情を調査できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から60年 8 月まで

私はA社に昭和59年 5 月に入社し、60年 9 月に退社した。

社会保険庁(当時)の記録によると、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の総支給額よりも低い記録になっているので、実際に支給された報酬に対応する標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支払明細書により、申立人は申立期間において、その主張する給与額が支給されていたことが確認できる。

しかし、当該給与支払明細書により、申立人が申立期間において給与から源泉控除されていた保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、A社は、申立期間当時の賃金台帳等の給与支払額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料については、保存期間経過のため現存していないとしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3587

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年1月ごろから36年4月ごろまで

私は、A社(現在は、B社として存続)を退職する際に番号を記載した証書もらった記憶があるが、同社で勤務した申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、A社とB社は事業主が同一であるため、A社に厚生年金保険の被保険者記録が無いのであれば、B社にあるはずなので、同社についても調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 A社について、申立期間に同社の厚生年金保険被保険者記録のある同僚が、「申立人と一緒に働いた。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、申立期間当時の関係資料を保存しておらず、当時の事業主も連絡先が不明であることから、申立人のA社における勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立期間にA社の厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚は、当時の従業員数について20人から30人程度としているところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる申立期間の被保険者数は3人から12人となっている上、当該複数の同僚は、「同社は、当時、すべての従業員に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった。」、「入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させてもらえなかった。」と証言しており、同社では従業員全員が厚生年金保険の被保険者資格を取得していなかった状況がうかがわれる。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の名前は無く、この間の健康保険整理番号に欠番も無い。

- 2 B社について、申立期間に同社の厚生年金保険被保険者記録がある複数の同僚は、申立人を記憶しておらず、申立人について証言を得ることができない。

また、B社は、申立期間当時の関係資料を保存しておらず、当時の事業主も連絡先が不明であることから、申立人の同社における勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の名前は無く、この間の健康保険整理番号に欠番も無い。

- 3 このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 11 月 1 日から 19 年 8 月 1 日まで
② 平成 19 年 12 月 29 日から 20 年 1 月 1 日まで

私は、A社で勤務していたが、年金記録によると、申立期間①について標準報酬月額が引き下げられている。

また、申立期間②について、厚生年金保険料が控除されていると思うので、被保険者記録の訂正を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された給与明細書及びA社から提出された給与計算書に記載された報酬額によると、申立人が主張するとおり、当該報酬額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い額になることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、当該給与明細書及び給与計算書に記載された厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、A社から提出された「平成20年1月度賃金台帳」により、申立人は、退職月の19年12月分の給与からも厚生年金保険料が事業主により控除されていたことが認められる。

しかし、雇用保険の記録並びにA社が保管する雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）及び労働者名簿により、申立人の同社における離職日は、平成19年12月28日であり、当該離職日の翌日は、オンライン記録の資格喪失日と一致していることが確認できる。

また、A社の事業主は、「申立人の平成19年12月29日とする資格喪失年月日について誤記は無く、厚生年金保険料として同年12月分の給与から控除しているのは誤りになるのかもしれない。」と証言している。

さらに、厚生年金保険法では、第19条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」と規定されており、第14条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日と規定されている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、平成19年12月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められるものの、申立期間においてA社に使用されていた者であったと言えないことから、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月1日から48年7月1日まで

私は、昭和45年4月1日にA社に入社し48年7月1日に他社に転職するまでの間、継続して勤務していた。正社員として勤務していたため、当然厚生年金保険にも加入しているはずなので、申立期間が未加入であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立期間当時の複数の同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが推認される。

しかしながら、A社は、申立期間当時の従業員の給与や厚生年金保険の手続に関する資料を保管していないため、申立人の厚生年金保険の加入状況等は分からないと回答している。

また、申立人が記憶する当時の複数の同僚の中には、本人が記憶する入社時期の約3年後にA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している者も確認できることから、申立期間当時の同社では、必ずしもすべての従業員について入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、A社が加入している健康保険組合は、申立期間当時の記録は保管していないとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3590

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から同年11月1日まで

私は、昭和20年3月に工業学校を卒業後、同年4月1日にA社に入社したが、社会保険庁（当時）の記録では、厚生年金保険の資格取得日は同年11月1日であることを知った。保険料控除を確認できる資料は無いが、申立期間も勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している7人の同僚及び上司のうち、4人はA社における厚生年金保険被保険者記録が確認できず、被保険者記録が確認できた3人についてみると、申立人が昭和20年4月に同社へ一緒に入社したと記憶している同僚の資格取得日は同年10月1日で、入社当時から上司であったと記憶している2人の者の資格取得日は、申立人の資格取得日より遅い同年12月17日及び21年12月1日であることが確認できる。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日である昭和20年11月1日には、申立人を含め53人が、その1か月前の同年10月1日には61人が資格取得していることが確認できるところ、同年10月1日に資格取得している同僚は、「自分は、19年の途中で学徒動員で入社し、20年4月に正社員となったが、厚生年金保険被保険者の資格取得日は、同年11月1日となっている。」と証言していることから、申立期間当時、同社では、入社から一定期間経過した後まとめて被保険者資格の取得手続を行っていたものと認められる。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の承継会社からも、申立期間当時の関連資料を得ることはできない。

加えて、申立期間にA社で被保険者記録が確認できる同僚17人に照会したところ、10人から回答を得られたが、申立人を記憶している者はいなかった。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 28 日から同年 5 月 1 日まで
昭和 36 年 4 月末までA社に勤務し、厚生年金保険料も控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者となっていないことに納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する従業員名簿により、申立人の同社における退職日は、昭和 36 年 4 月 28 日であることが確認できる。

また、A社は、「厚生年金保険料の控除については、現在は翌月控除方式であるが、申立期間当時については不明である。」と回答しているものの、定時決定により標準報酬月額が変更された月、及び申立人が提出した給与明細書において保険料控除額が変更された月から判断すると、申立期間当時も翌月控除方式であったものと推認できる上、昭和 36 年 4 月分の給与明細書において、1 か月分（同年 3 月分）の厚生年金保険料しか控除されていないこと、同年 5 月分の給与明細書においては、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、A社は、「本来は、休日等に関係なく退職日の翌日を資格喪失日として届け出る手続を慣例としており、昭和 36 年 4 月 28 日退職である申立人の資格喪失日が同日となっている理由は不明であるが、5 月 1 日を資格喪失とする取扱いはしていない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 5 月 16 日から同年 6 月 1 日まで
平成 18 年 5 月 16 日に A 社に入社したが、事業所の誤りにより、厚生年金保険には、同年 6 月 1 日から加入したこととなっているので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された給与支給一覧表及び回答書により、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、上記給与支給一覧表によると、申立期間における申立人の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

また、A 社は、「申立期間当時は、月途中の入社の場合、翌月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格取得手続をする取扱いをしており、それまでは厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月から 49 年 6 月まで
② 昭和 49 年 6 月から 52 年 8 月まで

申立期間①について、A社ではB市の倉庫からC社の製品の配送の仕事をした。

申立期間②について、D社ではE社の倉庫から原料を運ぶ仕事をした。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当該期間にA社の被保険者記録が確認できる同僚は、申立人のことを記憶していない上、同社は、昭和 59 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主からも調査協力を得られないため、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、当時の事務担当者は、「A社には、出来高払いの備車制度があった。C社の製品の配送は下請の会社が行っていたかもしれない。」としている上、同僚が申立人と同じC社の製品の配送の仕事をしていたと名前を挙げた者も、A社における被保険者記録は確認できない。

申立期間②について、当該期間にD社の被保険者記録の確認できる複数の同僚は、申立人のことを明確に記憶していない上、同社は、当時の資料を保管しておらず、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、事業主は、「当時、本人の希望で社会保険に加入しない社員が多かった。」と証言している。

さらに、申立期間①及び②における申立人の雇用保険の記録は確認できない上、A社及びD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は

見当たらず、整理番号の欠番も無い。

加えて、申立人は申立期間①及び②において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 9 月から 34 年 1 月 5 日まで
② 昭和 46 年 11 月から 60 年まで

申立期間①について、A市に来ていた友達に誘われて、昭和 33 年のお盆過ぎに同市から友達と一緒にB市に出発してすぐにC社に入り仕事をしました。助手としてD地方などに行った。休みはほとんどなく働いていた。先に述べた友達はC社の社長の息子でE氏と呼んでいたことを覚えている(3、4つ年上)。資格は当時まだ取得していなかったため、助手として仕事をしていた。

申立期間②について、F社はG氏が社長で、昔はH社と言っていた。夜勤の働き手を探しているとのことで働き始めた。夜8時ぐらいから朝5時ぐらいまでが勤務時間帯だった。会社が倒産するまで勤めていた。夜勤の時間帯は3、4人だった。個人の事業所だが、全員で15人ぐらいいた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が名前を挙げたC社の事業主の息子E氏は、当該期間に同社の厚生年金保険被保険者記録が認められるところ、同氏は、「申立人が働いていたことは記憶しているが、入社時期までは記憶に無い。数か月の試用期間はあったかもしれない。」と証言している上、他の同僚も、申立人を記憶しているものの、入社時期については記憶が無いとしている。

また、C社は、当時の資料は現存せず不明との回答で、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、同社において昭和 34 年 1 月 5 日に被保険者資格を取得した記録は確認できるが、当該期間(資格取得者 6

人)に申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も無い。

申立期間②について、F社は、昭和47年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間のうち、同日以降の期間において適用事業所であったことが確認できない。

また、商業登記簿にもF社の登記は見当たらず、元事業主は、同社の厚生年金保険被保険者記録が無く連絡が取れない上、申立人は、同僚の記憶が無いことから、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、申立人は、当該期間において、雇用保険の記録が確認できない上、当該期間において、I市の国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

加えて、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の当該期間(資格取得者1人)に申立人は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 6 月から 5 年 9 月まで
私は申立期間にA社B支店で商品販売をしていた。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店の当時の事業主の証言により、申立人は、平成4年6月ごろから5年9月ごろまで同社同支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、個人事業のA社B支店は、昭和59年から平成11年までの全営業期間を通じて、厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、A社B支店の当時の事業主は、当時の賃金台帳等は保管していないが、同社同支店自体が社会保険に加入していなかったため、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していないとしている。

さらに、申立人は、「給与明細書は受け取っていたが、厚生年金保険料を控除されていたかどうかは覚えていない。」としており、保険料控除に係る記憶が明確ではない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
A社には昭和 41 年 5 月から 42 年 5 月までの 1 年 1 か月勤務したが、厚生年金保険の加入期間は 41 年 5 月から 42 年 4 月までの 12 か月となっている。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 9 年 6 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿によれば、13 年 7 月 * 日に法定解散している上、元事業主及び後継者も死亡しているため、申立人に係る申立期間の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間（資格取得者 0 人）に申立人の名前は見当たらず、整理番号に欠番も無い上、申立人の同原票によると、申立人は、昭和 42 年 5 月 6 日に健康保険被保険者証を返却したことが確認できる。

さらに、当時の事情を聴取できた者の中には、申立人が昭和 42 年 4 月ごろ、別会社に移ったと証言する者もいる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年5月1日から28年2月1日まで
② 昭和28年3月8日から同年8月15日まで

私は、昭和27年5月1日から28年8月15日までA社B支店に勤務していたが、年金記録を確認したところ、1か月しか被保険者記録が無いことが分かった。申立期間も働いていたのは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①及び②のいずれか時期は不明だが、A社B支店ではない個人事業所で働いていたし、C社内で同社の機械を使用し、請負という雇用形態で、自営業をしていたことがある。」としている。

また、申立人が記憶しているA社B支店の同僚6人のうち1人は、同社同支店における被保険者記録が確認できず、聴取できた同僚2人からは、申立人が申立期間①及び②に同社に勤務していたとする証言を得ることはできなかった。

さらに、申立期間①及び②当時、申立人と同じ職種であったとされるA社B支店の同僚6人に聴取したが、申立人が申立期間に同社に勤務していたとする証言を得ることはできず、そのうち5人は、入社と退社の時期と厚生年金保険の被保険者としての資格取得と喪失の時期は合っている旨証言している。

加えて、A社B支店は、平成7年8月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の勤務実態について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年9月ごろから32年4月ごろまで
② 昭和33年6月ごろから半年間以上

私は、申立期間①は事業所名に記憶は無いが、A市にあった工場に勤務し、申立期間②はB社に勤務していた。

保険料控除を証明する資料等はないが、私は、確かに勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「A市の商品包装資材の会社に勤務していた。」としているが、申立人は、事業所の名称、事業主及び同僚に係る記憶は無いとしている。

また、事業所の所在地に係る申立人の記憶に基づき、申立期間当時の住宅地図により事業所を調査したが、申立人が勤務していたとみられる事業所を特定することはできなかった。

さらに、申立人は申立期間①の前に勤務していたC社の同僚2人の名前を記憶しているが、当該同僚はいずれも死亡しており、申立人が申立期間①に勤務したとする事業所への転職の時期を確認することもできない。

このほか、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、「D社の同僚の紹介で、当該同僚の家族が経営するB社に入社した。」としているところ、当該同僚は、申立人を記憶しているとともに、同社入社の際も申立人の説明と符合していることから、勤務した期間は明らかではないが、申立人が同社に勤務していたことについては推認できる。

しかし、B社には、申立期間②当時の人事記録などの関連資料は残っておらず、申立人は、同社の同僚の名前も記憶していない上、同社の被保険者記録がある者に対する調査を希望しないとしていることから、周辺事情の調査を行うこともできない。

また、B社の事務担当者は、「当時は3か月程度、社会保険に加入させない見習期間があった。申立人が知人の紹介で入社したとしても、例外なく見習期間はあったと思う。」と証言している。

さらに、B社の昭和33年1月20日から34年7月21日までの健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年1月から40年5月まで
② 昭和41年3月から50年6月まで
③ 昭和50年7月から61年12月まで

私は、申立期間①はA社に、申立期間②はB社に、申立期間③はC社に勤務していたが、いずれも厚生年金保険の被保険者記録が無い。保険料控除が証明できる資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、「A社及びB社は、ともに個人経営の事業所であった。事業主とその家族を除く従業員は、申立人を含めて2人であった。」と証言しているところ、A社及びB社は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

また、A社及びB社は、商業登記簿も無く、申立人は、両社の事業主及び同僚の氏名や勤務内容などの記憶も曖昧^{あいまい}であり、申立てに係る周辺事情を調査することもできない。

申立期間③について、申立人は、「C社における職務内容は、工場での勤務ではなく、部品を自宅に配達してもらい、研磨、組立をする作業をしていたものであり、いわゆる「内職」と呼ばれる職務内容であった。」と証言しているところ、同社は、「申立人に係る雇用記録は見当たらない。また、業務内容から判断して、「内職」であったと考えられるが、内職の場合、雇用契約は結んでいなかった。」と回答している。

また、国民健康保険の記録によると、申立人は、申立期間③を含む昭和48年4月16日から平成20年4月2日まで、D市の国民健康保険の被保険者であつ

たことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 9 月 1 日から 47 年 4 月 1 日まで
② 昭和 48 年 11 月 1 日から 49 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 45 年 9 月 1 日に A 社に入社し、48 年 10 月 31 日まで継続して勤務した。厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、45 年 9 月 1 日から 47 年 4 月 1 日まで厚生年金保険被保険者記録が無い。

また、昭和 48 年 11 月 1 日から 49 年 1 月 31 日まで B 社で勤務したが、厚生年金保険被保険者記録が無い。

保険料控除が証明できる資料は無いが、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社における申立期間①の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に聴取したが、申立人の申立期間①における勤務実態について証言は得られない。

また、A 社は、既に解散しており、申立人の申立期間①に係る勤務実態を確認できる人事記録等の関連資料は残っておらず、当時の事業主は、高齢のため証言を得ることもできない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の資格取得日は、いずれの記録も昭和 47 年 4 月 1 日であることが確認できる上、A 社の 44 年 4 月 1 日から 47 年 3 月 31 日までの同原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、申立人が勤務していたとする B 社の商業登記簿は見当たらない上、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、申立人は、B社の事業主、上司及び同僚の氏名を記憶していないため、申立てに係る周辺事情を調査することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を控除されていた記憶が無いとしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 3601

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月 1 日から 53 年 5 月 22 日まで
私は、昭和 52 年 10 月 1 日から 53 年 5 月 21 日まで A 社において勤務した。
厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得がいかない。申立期間について、
厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び A 社の複数の同僚の証言から判断して、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の従業員に係る勤務実態、厚生年金保険の適用等に関する資料は保管していない上、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、複数の同僚が「入社時に見習期間の説明があった。その期間については記憶が無い。」と証言しており、見習期間における保険料控除については証言が得られない。

さらに、複数の同僚のうち一人は、雇用保険の資格取得日から一定期間経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、申立期間当時、A 社では、必ずしも入社後直ちに被保険者資格を取得させていなかったことがうかがえる。

加えて、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、申立人の厚生年金保険料の控除に係る記憶も曖昧である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 3602

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から 51 年 7 月まで

私は、昭和 44 年 4 月 1 日から 51 年 7 月まで A 社で勤務した。厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の A 社の事業主が「期間は不明だが申立人は同社で勤務していた。」と証言していることから、入社時期は定かでないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社は、申立期間後の昭和 56 年 4 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所であったことが確認できない。

また、A 社の事業主及び複数の同僚は、同社の新規適用日と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、新規適用日より前の期間には、同社に勤務していたが、国民年金に加入し保険料を納付している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年11月28日から平成6年7月まで

私は、A社に昭和58年11月28日から勤務している。申立期間の標準報酬月額が15万円と記録されているが、申立期間における同社からの銀行振込額と比較すると標準報酬月額が低いので、調査して被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間の銀行預金の記録によると、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い額の給与を支給されていることが確認できる。

しかし、A社から提出された平成2年及び4年から6年までの期間の賃金台帳によると、厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、B厚生年金基金から提出された平成3年から6年までの厚生年金基金加入員標準給与月額算定基礎届によると、基金の記録は、オンライン記録の標準報酬月額の記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立期間のうち、昭和58年11月から平成元年12月までの期間については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無いものの、A社は、「申立期間当時、申立人を含めて24時間勤務の従業員については、1か月の勤務日数が10日前後であったため定時決定の対象としていなかった。そのため、申立人の標準報酬月額が低いのだと思う。しかし、実状にそぐわない

ため6年から見直しを行い定時決定の対象とすることにした。」と回答している。

このほか、オンライン記録に記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3604

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 4 月 1 日から 11 年 8 月 16 日まで
私はA社に勤務し、月14万円から15万円程度の給与だったが、年金事務所の記録によると、標準報酬月額が9万8,000円となっているので納得できない。調査をして被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している預金通帳により、申立人が申立期間において、A社から平均14万円の給与の支払を受けていたことが推認できる。

しかし、申立人から提出された平成8年分及び11年分のA社の報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、並びに10年分の所得税の確定申告書の写しにより、申立期間については、オンライン記録の標準報酬月額（9万8,000円）に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、申立期間のうち平成9年1月から同年12月までの期間については、厚生年金保険料の控除額が確認できる資料は無いが、申立人と同じ事務職であり、同じパートタイマーとしてA社に勤務していた複数の同僚が、「実際の給与支給額より低額な標準報酬月額9万8,000円に基づく厚生年金保険料を控除されていた。」と証言している。

さらに、A社は、「当時の関係資料は無く、担当者も確認できないため、標準報酬月額の取扱いについては不明。」と回答している。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる資料は無く、ほかに標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月4日から34年6月28日まで

私は、結婚退職ではなかったので、事務の方が、「また働くことになるかもしれないから、脱退手当金は請求しないで厚生年金保険を継続したほうがいい。」と言われたので、手続きしなかった。退職金は7,000円だった。脱退手当金を受け取っていないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和34年6月の前後2年以内に資格喪失した者59人のうち、受給資格者53人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、52人に支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から約6か月以内に支給決定がなされている上、そのうち連絡先が把握できた二人は、「事業所が手続きしてくれたと思う。お金を受け取った記憶がある。」と証言していると同時に、当時は通算年金通則法施行前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和34年10月6日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえぬ。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。